

「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学名誉教授

末妹が母の遺産の大半を相続するのは納得がいきません。

母親の遺言についてのご相談です。
父は30年前に亡くなり、預金と株券は母と私たち三姉妹で、きれいに分けました。私もすぐ下の妹も20代で結婚しましたが、末の妹がそのまま残る形で母と暮らし、私たちも安心していました。しかし母は70代終わり頃から体が弱ってきて、ヘルパーでは足りず、結局施設に入りました。私たちはそれぞれ面会に行っていますが、母が言うには、末娘は自分のために婚期を逃し、家庭のある私たちと違って老後が一人で心配なので、遺産はほぼ末娘に遺したい、については、無理からぬことでしょうか。

母の死後、遺産は母と私たち三姉妹で、きれいに分けました。私もすぐ下の妹も20代で結婚しましたが、末の妹がそのまま残る形で母と暮らし、私たちも安心していました。しかし母は70代終わり頃から体が弱ってきて、ヘルパーでは足りず、結局施設に入りました。私たちはそれぞれ面会に行っていますが、母が言うには、末娘は自分のために婚期を逃し、家庭のある私たちと違って老後が一人で心配なので、遺産はほぼ末娘に遺したい、については、無理からぬことでしょうか。

母は幸い、いまだ認知症ではなく、妹にも母にも目を覚ましてもらいたいです。良い方法はないでしょうか。

遺言書の書き直しはできますが、最終判断をするのはお母さまです。

家族にも知らせず、別居のまま、一体なんで結婚したのでしょうか。そもそもどこでどうやって知り合ったのか。何をしているのか。諸般の事情から財産目当てだと思ってしまうのは、無理からぬことでしょうか。

最初に戻って、そうした内容の遺言を生前に告げたとお母さまは、勇気のある方だと思えます。理由がどうあれ、他の相続人には気分の悪いことだし、老人のさかとして子供たちの誰にでも良い顔をしたいものですか。ただ、これまで面倒を見てもらったのはその通りだとしたら、家庭がないので老後が心配だから、というもう一つの前提は、崩れたのでしょうか。

幸いお母さまの頭はまだしっかりしている様子、この結婚のことはご存じなのでしょう。娘さんから告げられなければ知りようもないでしょうが、親にも結婚を知らせていないとなるとそれこそ一大事です。本来は、お母さまに引き合わせないといけないのに、隠さないといけない何かがあるのでしょうか。

お母さまのショックを考えると聞きにくいでしょうが、妹さんのためでもあり、ぜひ聞いてください。

もしご存じならば、良し。結婚の当事者である妹さんが全て納得の上ならば仕方ないことです。しかし、お母さまがご存じないのであれば、きちんと妹さんに問い正してください。相手にも引き合わせてもらうべきです。

遺言は、いつでも書き直して、新しい方が有効なので、お母さまがそんな結婚をするような者には大きな遺産を遺せないと考えるのであれば、新しい遺言

